

清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業助成金交付要綱

第1条 事業の目的

清水町内の小学校、中学校の児童・生徒を対象に、福祉教育を実施することで、人間の尊厳や生き方について学び、相手の立場や考え方を尊重する「ともに生きる力」を育み、社会福祉への理解と関心を高め、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会において社会福祉の啓発を図ることを目的とする。

第2条 福祉教育実践事業の推進主体

福祉教育実践事業の推進主体は、社会福祉法人清水町社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

第3条 福祉教育実践校

福祉教育実践事業により福祉教育を実践する学校を「福祉教育実践校」（以下「実践校」という。）とし、社協は町内の小学校、中学校に対して、実践校としての活動を依頼する。

第4条 実践校への助成

- (1) 社協は、実践校に対し助成金を交付するものとする。
- (2) 助成の額は実践校活動に要する経費とし、5万円を限度とする。

第5条 実践校の活動

実践校における活動は、それぞれの学校と地域の実情に合わせて独自の工夫と計画に基づき、概ね次のような活動をする。

- (1) 福祉講演会、映画会、展示会などによる福祉意識の啓発活動
- (2) 社会福祉についての調査研究活動
- (3) 地域社会で生活している高齢者、障がい者などに対する実践活動や地域内の社会福祉関係機関や福祉団体等との交流活動
- (4) 社会福祉施設への訪問、見学及びボランティア活動
- (5) 社会福祉施設での宿泊を伴う体験活動
- (6) 福祉関係行事への参加活動
- (7) 福祉関係紙（誌）、学校新聞などの配布、広報活動
- (8) 体育祭、文化祭などの学校行事へ高齢者や障がい者などを招待する活動
- (9) 実践校の相互交流、学習活動
- (10) 家庭、地域社会への啓発活動
- (11) その他目的達成の為に必要な活動

第6条 社協の役割

- (1) 社協は、児童・生徒の福祉体験及び奉仕活動の場の開拓と受け入れを促す。
- (2) 進め、それぞれに必要な連絡調整を図る。
- (2) 社協は、福祉教育に関する資料の作成及び情報提供をする。
- (3) 社協は、常に学校及び関係機関、福祉団体との連絡を密に行い、実践校活動が円滑に行われるように協力する。
- (4) 社協は、その他必要な事業を行う。

第7条 交付の申請

助成金の交付を受けようとする実践校は、会長が指定する日までに清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業助成金交付申請書（様式第1号）、清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業計画書（様式第2号）、清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業収支予算書（様式第3号）、清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業助成金請求書（様式第4号）、を添えて会長に申請しなければならない。

第8条 交付の決定

会長は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業助成金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

第9条 事業の変更

- (1) 前条の規定による助成金の交付決定を受けた実践校は、事業内容や助成金対象経費を変更しようとする場合は、清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業変更申請書（様式第6号）に必要な書類を添え、会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、前号の変更申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業変更決定通知書（様式第7号）により前号の実践校に通知するものとする。

第10条 実績報告

実践校は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早日までに、清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業実績報告書（様式第8号）に清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業内容報告書（様式第9号）、収支決算書（様式第10号）を添えて会長に提出しなければならない。

第11条 交付の決定の取り消し及び助成金の返還

会長は、助成金の交付決定又は交付を受けた実践校から、この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったと認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は助成金を返還させることができる。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、令和8年度から施行する。

この要綱の施行により、以前の「清水町社協福祉教育実践校事業助成金要綱」は廃止する。

様式第1号（第7条関係）

清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
清水町社会福祉協議会 会長 様

住所 _____

学校名 _____

校長名 _____ 印

令和 年度の清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業助成金を交付されるよう申請します。

記

1 交付申請額

(1) 金 額 円

様式第2号（第7条関係）

清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業計画書

学 校 名		生 徒 数	
所 在 地		電 話 番 号 F A X	
活動目標			
活動計画 の 概 要			

上記のとおり提出いたします。

令和 年 月 日

学校名 _____

担当教諭名 _____

社会福祉法人
清水町社会福祉協議会 会長 様

様式第3号（第7条関係） 記入例

令和8年度清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業助成金収支予算書

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
助成金	50,000		清水町社協
収入計	50,000		

支出の部

項目	予算額	決算額	備考
消耗品	20,000		
備品購入費	30,000		
支出計	50,000		

学校名 _____

担当教諭名 _____

様式第3号（第7条関係）

令和 年度清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業助成金収支予算書

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
助成金			清水町社協
収入計			

支出の部

項目	予算額	決算額	備考
支出計			

学校名 _____

担当教諭名 _____

様式第4号（第7条関係）

清水町社会福祉協議会福祉教育実践事業助成金請求書

金 円

ただし、年度福祉教育実践校事業の助成金について、上記のとおり
請求いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長 様

所在地

学校名

校長名

印

(振込先)

(フリガナ)

金融機関・支店名 _____ 支店

預金口座（普通・当座）口座番号 _____

(フリガナ)

名 義 _____

※ 振込先の通帳のコピー【見開き面（銀行名、支店、銀行コードなど）】を提出してください。

様式第5号（第8条関係）

清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで交付申請のあった福祉教育実践校事業助成金に
ついて、次のとおり決定いたしました。

記

1 助成金の決定額 金 円

様式第6号（第9条関係）

清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業変更申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長 様

学校名

校長名

印

福祉教育実践事業の内容を変更したので以下のとおり申請します。

記

変更事項	変更前	変更後
1. 交付申請額		
2. 活動計画		

様式第7号（第9条関係）

清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業変更決定通知書

令和 年 月 日

様 社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで変更申請のあった福祉教育実践事業について

次のとおり決定いたしました。

記

変更事項	変更前	変更後
1. 交付申請額		
2. 活動計画		

様式第8号（第10条関係）

清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業実績報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長 様

住所 _____

学校 _____

校長名 _____ 印

令和 年度の清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業が完了したので、関係書類を添えて、報告します。

記

1 助成金の額 円

事業内容は別添のとおり

		ス、その他（ ）	延べ人数	人
Ⅲ 体験 学習を 目的 とした 実践	⑤地域との連携	ア、ボランティア連絡会との情報交換 イ、地域住民（社協民生委員児童委員、保健師、シニアクラブ）との交流活動 エ、その他（ ）	ウ、PTA の活動	
	⑥清掃・環境美化活動	ア、地域・公共施設・自然環境の清掃 ウ、地域内史跡などの美化活動 オ、その他（ ）	イ、学校内の美化活動 エ、地域・公共施設の花壇、植樹活動	
	⑦学校行事への招待・参加	ア、文化祭・展示会 オ、祖父母学級・参観 カ、その他（ ）	イ、体育祭 ウ、学芸会 エ、児童会行事	延べ数 回
	⑧学校外行事参加活動	ア、ボランティア活動・つどい等への参加・協力 イ、ボランティアスクール・講座・研修会への参加 ウ、障がい者スポーツ大会への参加 オ、地域行事への参加（子ども会・シニアクラブ等） カ、老人福祉週間（敬老会）・障害者週間・児童福祉週間への参加 キ、その他（ ）	エ、キャンプへの参加	延べ数 回
	⑨収集・募金活動	ア、収集活動（古切手、ペットボトルキャップ、ベルマーク） イ、廃品回収・空き缶拾い（リサイクル） ウ、赤い羽根・緑の羽根の共同募金 エ、一円玉・歳末助け合いその他募金活動 オ、チャリティバザー カ、その他（ ）		
	⑩創作・制作活動	ア、創作（おもちゃ、本、紙芝居、カレンダー） イ、衣料（エプロン、紙カバー）の制作 エ、点字図書・朗読テープ・拡大写本づくり オ、その他（ ）	ウ、補助具の制作	
	⑪意識・高揚活動	ア、あいさつ運動 ウ、その他（ ）	イ、小さな親切運動（席ゆずり運動）	
	⑫国際理解協力活動	ア、ユニセフ募金活動 エ、その他（ ）	イ、難民への募金活動 ウ、発展途上国への物品援助	
Ⅳ	協力校間の情報交換	ア、交流会 エ、その他（ ）	イ、研究事業発表会 ウ、学習会	
Ⅴ	その他（地域特有の活動をお書きください）	ア、 イ、 ウ、		

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

学校名 _____

担当教諭名

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長 様

様式第 10 号 (第 10 条関係)

令和 8 年度 清水町社会福祉協議会福祉教育実践校事業助成金収支決算書

収入の部

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備考
助成金			清水町社協
収入計			

支出の部

項 目	予算額	決算額	備考
支出計			

学 校 名 _____

担当教諭名 _____